

第二章　社会の一般（公的）歳入の源泉（四）

第二部　租税（三）

第一節　地代への課税（二）

地代ではなく土地の生産物に比例する課税

土地の生産物に課される税は実質的に地代への課税であり、いつたんは農民や小作人が納めても最終的な負担は地主に帰する。収穫の一一定割合を税として納める取り決めがある場合、農民や小作人は平年の収穫価値を見積もり、その割合に応じて取り決めた地代からその分を差し引く。教会什一税のような地税について、平年にどの程度になるかを事前に見積もらない農民や小作人はいない。

什一税のように産出高に一定割合を課す地租は、一見公平でも実際には不公平である。同じ割合を課しても、土地条件によって地代への食い込み方は大きく異なる。肥沃地では産出高が大きく、産出の半分で耕作に投下した資本と地域の標準的な利潤を回収でき、税がなければ残りの半分が地代となる。ところが産出高の一割を什一税として納めると、

農家は地代を五分の一減免されないと投下資本と通常利潤を回収できず、地主が受け取る地代は産出の五割から四割へ下がる。やせ地では産出高が小さく費用がかさみ、産出の五分の四を費用に充ててようやく投下資本と通常利潤を回収できることがある。この場合、税がなければ地代は二割にとどまるが、産出高の一割を税で納めるなら同額の地代減免が不可欠となり、地代は一割に下がる。結局、肥沃地では什一税が地代に食い込むのは五分の一、すなわち地代一ポンドにつき四シリングにとどまる一方、やせ地では二分の一、すなわち地代一ポンドにつき十シリングに達することがある。

什一税は地代に偏った課税で、地主の土地改良投資と農民の耕作意欲を持続的に弱める。教会は費用を負担しないまま多くの利益を取り、地主は最も重要で費用のかさむ改良に踏み切れず、農民も価値は高いが費用の重い作物の栽培をためらう。このため、茜の栽培は長らくオランダ連合州にほぼ限られ、同国は長老派の国でこの有害な課税の適用を受けなかつたため、歐州の他地域に対してこの有用な染料作物で事實上の独占を手にした。英國での栽培が最近ようやく進んだのも、茜に課される什一税を一エーカー当たり五シリングの定額に改める法律が成立したからにすぎない。

歐州の多くの地域の教会やアジアの多くの国々の国家の主な財源は、地代ではなく収

3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（四）

穫や実収に比例する地税である。中国では君主の主な歳入は帝国全土の収穫の一割とされるが、その算定はきわめて控えめで、多くの省では平年の収穫に照らすと三十分の一を超えない。英國東インド会社の支配以前のベンガルでは、イスラム政権に納められた地税または地代は生産高の約五分の一に達し、古代エジプトでも地税はおおむね五分の一とされる。

アジアでは、ある種の地租は君主に土地改良や耕作拡大を促す誘因となり、中国、イスラム統治下のベンガル、古代エジプトの君主は、領内の產出量と価値を高めるため、国内の市場網をできるかぎり行き渡らせようとし、良質な道路や航行可能な運河の建設と維持に力を注いだ。これに対し、教会の什一税では権益が細分化され、だれも利害を共有しにくい。教区の牧師が自教区の產品の販路を広げようとして遠方へ通じる道路や運河を整えても、費用は回収しにくい。したがって、この種の課税が國家の維持に充てられるなら弊害をある程度相殺できる利点があるが、教会の維持に充てられるなら利点は乏しく、不利益だけが残る。

土地から得られる生産物に対する税は、現物納付または所定の評価額に基づく金銭納付によつて徵収できる。

小教区の牧師や自作地に住む小地主には、什一税や地代を現物で受け取る利点があり、扱う量も地域も少ないので、回収から売却までを自分で管理できる。これに対し、大資産家の紳士が首都に暮らし、遠方の領地の地代を現物で受け取ると、管理人や代理人の怠慢や不正で損失が膨らみやすい。君主の税収ともなると、徵稅吏の濫用や横領による目減りはさらに大きい。個人の使用人は雇い主の目が届きやすく、たとえ雇い主が不注意でも抑止が働くが、君主の部下はそうはいかないため、現物納付の公収入は徵收過程の不始末で削られ、民が納めたうち国庫に届く分はわずかにとどまりがちだ。なお中国では、公収入の一部が現物納付のままだとされ、貨幣納付より不正の余地が大きいぶん、官僚や徵稅吏にはこの仕組みを続けたい強い動機がある。

土地の產物に課す税を貨幣で徵收する場合、評価額を市況に応じて変える方式と評価額を固定する方式がある。後者の例としては、市況にかかわらず小麦一ブツシエルを常に同じ貨幣額で見積もると定めるやり方が挙げられる。前者では税収は、耕作の改善や怠慢、荒廃などによる収穫量の増減にのみ連動する。後者では税収は、產出量の変動に加えて貴金属の価値の変動や、同じ額面の貨幣に含まれる金銀量の時期ごとの違いにも左右される。前者の税収は土地の実物產出の価値に対する割合が常に一定だが、後者で

5 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（四）

はその割合が時と場合によつて大きく変わり得る。

土地の生産物や販売代金の一定割合で納めるのではなく、租税、とりわけ什一税を定期の一括金で納める方式にすれば、その税は英國の地租と同じ性格となり、税額は地代に左右されず、土地改良を促すことも阻害することもない。この方式は、什一税の代替としてモーダス（定額の代替金）を用いる多くの教区で採用されている。イスラム統治期のベンガルでも、生産物の五分の一の現物納に代えて、国内の多くの地区やザミンダリーで妥当とされたモーダスが導入された。ところが東インド会社の一部職員は、公収入を正当な水準に戻すとして、いくつかの州でこれを現物納へと戻したが、彼らの管理下ではこの転換により耕作意欲が損なわれ、徵税の不正の余地が広がるおそれがあつた。そのうえ、公収入は会社の管理開始時に報告されていた水準を大きく下回り、職員が利得を得た可能性がある一方、その損失は会社と地域社会に及んだとみられる。